電気料金メニュー約款

（ＴＥＲＡＳＥＬでんき）

ＴＥＲＡＳＥＬマーケット

ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプラン

伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

目次

第１条　適用 1
第２条　料金メニュー約款の変更 1
第３条　契約種別 1
1.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＡ　（関西/中国/四国） 1
(1)　適用条件 1
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 1
(3)　最大需要容量 1
(4)　電気料金 1
2.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＢ　（北海道/東北/東京/中部/北陸/九州） 2
(1)　適用条件 2
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 2
(3)　契約電流 3
(4)　電気料金 3
3.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＢ（関西/中国/四国） 4
(1)　適用条件 4
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
(3)　契約容量 4
(4)　電気料金 5
4.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＣ（北海道/東北/東京/中部/北陸/九州） 6
(1)　適用条件 6
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 6
(3)　契約容量 6
(4)　電気料金 6
5.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプランＡ　（関西/中国/四国） 7
(1)　適用条件 8
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 8
(3)　最大需要容量 8
(4)　電気料金 8
6.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプラン Ｂ　（北海道/東北/東京/中部/北陸/九州） 9
(1)　適用条件 9
(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数 9
(3)　契約電流 9
(4)　電気料金 10

7. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプランＢ（関西/中国/四国）.....11
(1) 適用条件.....11
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....11
(3) 契約容量.....12
(4) 電気料金.....12
8. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプラン Ｃ（北海道/東北/東京/中部/北陸/九州）
.....13
(1) 適用条件.....13
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....13
(3) 契約容量.....13
(4) 電気料金.....14
第 4 条 ご契約プランの変更.....15
第 5 条 料金メニュー約款の廃止.....16
附 則.....17

第 1 条　適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまで一般送配電事業者の供給区域（本約款別紙 1 に記載の供給区域を言います。）へ当社がお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第 2 条　料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第 3 条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第 3 条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第 3 条　契約種別

1. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＡ　（関西/中国/四国）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数60ヘルツ：関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
関西電力管内	1 契約につき	522 円 58 銭
中国電力管内		759 円 68 銭
四国電力管内		666 円 89 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小

数点第3位を切り捨ていたします。

お客さまの30分毎の電力使用量※1×{その30分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で按分したものを、「お客さまの30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの30分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第3位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
関西電力管内	関西エリア　エリアプライス
中国電力管内	中国エリア　エリアプライス
四国電力管内	四国エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
関西電力管内	使用電力量 1キロワット時につき	13円27銭
中国電力管内		14円71銭
四国電力管内		14円67銭

2. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＢ　（北海道/東北/東京/中部/北陸/九州）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数50ヘルツ：北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ）

標準周波数60ヘルツ：中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内（ただし、長野県の一部は50ヘルツ）

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは 60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
北海道電力管内	契約電流 10A につき	418 円 00 銭
東北電力管内		369 円 60 銭
東京電力管内		311 円 75 銭
中部電力管内		321 円 14 銭
北陸電力管内		302 円 50 銭
九州電力管内		316 円 24 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
北海道電力管内	北海道エリア　エリアプライス
東北電力管内	東北エリア　エリアプライス
東京電力管内	東京エリア　エリアプライス
中部電力管内	中部エリア　エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア　エリアプライス
九州電力管内	九州エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
北海道電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	13 円 59 銭
東北電力管内		14 円 45 銭
東京電力管内		12 円 58 銭
中部電力管内		13 円 55 銭
北陸電力管内		12 円 71 銭
九州電力管内		13 円 65 銭

3. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＢ （関西/中国/四国）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 60 ヘルツ : 関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値としま す。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者 から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
関西電力管内	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭
中国電力管内		447 円 97 銭
四国電力管内		397 円 10 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
関西電力管内	関西エリア　エリアプライス
中国電力管内	中国エリア　エリアプライス
四国電力管内	四国エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
関西電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	13 円 27 銭
中国電力管内		14 円 71 銭
四国電力管内		14 円 67 銭

4. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットＣ （北海道/東北/東京/中部/北陸/九州）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）

標準周波数 60 ヘルツ：中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内（ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ）

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値としま す。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者 から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
北海道電力管内	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	418 円 00 銭
東北電力管内		369 円 60 銭
東京電力管内		311 円 75 銭
中部電力管内		321 円 14 銭
北陸電力管内		302 円 50 銭

九州電力管内		316 円 24 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
北海道電力管内	北海道エリア　エリアプライス
東北電力管内	東北エリア　エリアプライス
東京電力管内	東京エリア　エリアプライス
中部電力管内	中部エリア　エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア　エリアプライス
九州電力管内	九州エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
北海道電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	13 円 59 銭
東北電力管内		14 円 45 銭
東京電力管内		12 円 58 銭
中部電力管内		13 円 55 銭
北陸電力管内		12 円 71 銭
九州電力管内		13 円 65 銭

5. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプランＡ　（関西/中国/四国）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数60ヘルツ：関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
関西電力管内	1 契約につき	522 円 58 銭
中国電力管内		759 円 68 銭
四国電力管内		666 円 89 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

(a) 電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値（本項において「電源料金単価」といいます。）に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
関西電力管内	関西エリア　エリアプライス
中国電力管内	中国エリア　エリアプライス
四国電力管内	四国エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(b) 前項(a)にかかわらず、以下で算出された 1 月分の電源料金単価の平均が、当社が定める上限単価（ハ）を超過した場合、電源料金は上限単価の値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

(b)電力量料金.(1).(a)で算定された 1 月分の電源料金 / 1 月分の電力使用量

（ハ）上限単価

電力エリア	上限単価
関西電力管内	36 円 00 銭
中国電力管内	36 円 00 銭
四国電力管内	36 円 00 銭

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
関西電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	1~~43~~円 3~~2~~7 銭
中国電力管内		1~~54~~円 8~~7~~1 銭
四国電力管内		1~~54~~円 7~~6~~7 銭

6.　ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプランＢ　（北海道/東北/東京/中部/北陸/九州）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）

標準周波数 60 ヘルツ：中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内（ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ）

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは 60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さま

において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
北海道電力管内	契約電流 10A につき	418 円 00 銭
東北電力管内		369 円 60 銭
東京電力管内		311 円 75 銭
中部電力管内		321 円 14 銭
北陸電力管内		302 円 50 銭
九州電力管内		316 円 24 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

(a) 電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値（本項において「電源料金単価」といいます。）に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨てたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨てたします。

各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
北海道電力管内	北海道エリア　エリアプライス

東北電力管内	東北エリア　エリアプライス
東京電力管内	東京エリア　エリアプライス
中部電力管内	中部エリア　エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア　エリアプライス
九州電力管内	九州エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(b) 前項(a)にかかわらず、以下で算出された 1 月分の電源料金単価の平均が、当社が定める上限単価（ハ）を超過した場合、電源料金は上限単価の値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

(b)電力量料金.(1).(a)で算定された 1 月分の電源料金 / 1 月分の電力使用量

（ハ）上限単価

電力エリア	上限単価
北海道電力管内	36 円 00 銭
東北電力管内	36 円 00 銭
東京電力管内	36 円 00 銭
中部電力管内	36 円 00 銭
北陸電力管内	36 円 00 銭
九州電力管内	36 円 00 銭

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
北海道電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	14 円 69 銭
東北電力管内		1~~54~~ 円 ~~54~~5 銭
東京電力管内		1~~32~~ 円 ~~65~~8 銭
中部電力管内		1~~43~~ 円 ~~65~~5 銭
北陸電力管内		1~~32~~ 円 ~~87~~1 銭
九州電力管内		1~~43~~ 円 ~~76~~5 銭

7. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプランＢ （関西/中国/四国）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 60 ヘルツ：関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配

電管内

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値としま す。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者 から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
関西電力管内	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 21 銭
中国電力管内		447 円 97 銭
四国電力管内		397 円 10 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

(a) 電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値（本項において「電源料金単価」といいます。）に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率）から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていた

します。
各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
関西電力管内	関西エリア　エリアプライス
中国電力管内	中国エリア　エリアプライス
四国電力管内	四国エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(b) 前項(a)にかかわらず、以下で算出された 1 月分の電源料金単価の平均が、当社が定める上限単価（ハ）を超過した場合、電源料金は上限単価の値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

(b)電力量料金.(1).(a)で算定された 1 月分の電源料金 / 1 月分の電力使用量

（ハ）上限単価

電力エリア	上限単価
関西電力管内	36 円 00 銭
中国電力管内	36 円 00 銭
四国電力管内	36 円 00 銭

(2) 固定従量料金

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
関西電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	143 円 327 銭
中国電力管内		154 円 871 銭
四国電力管内		154 円 767 銭

8. ＴＥＲＡＳＥＬマーケットあんしんプランＣ （北海道/東北/東京/中部/北陸/九州）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a) 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 50 ヘルツ：北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ）

標準周波数 60 ヘルツ：中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内（ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ）

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値としま す。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者 から当社へ

契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、料金メニュー約款に定める料金はすべて消費税等相当額を含みます。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

電力エリア	基本料金	
	単位	単価
北海道電力管内	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	418 円 00 銭
東北電力管内		369 円 60 銭
東京電力管内		311 円 75 銭
中部電力管内		321 円 14 銭
北陸電力管内		302 円 50 銭
九州電力管内		316 円 24 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

(a) 電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値（本項において「電源料金単価」といいます。）に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

お客さまの 30 分毎の電力使用量※1×{その 30 分毎のエリアプライス÷（1-エリア損失率※2）}×（1＋消費税率）

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

※2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

(イ) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。算出

に用いる各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。
各電力エリアのエリアプライスは以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス
北海道電力管内	北海道エリア　エリアプライス
東北電力管内	東北エリア　エリアプライス
東京電力管内	東京エリア　エリアプライス
中部電力管内	中部エリア　エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア　エリアプライス
九州電力管内	九州エリア　エリアプライス

(ロ) エリア損失率
各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。エリア損失率は各一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準ずるものとします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、 電源料金が計算されるものとします。

(b) 前項(a)にかかわらず、以下で算出された 1 月分の電源料金単価の平均が、当社が定める上限単価（ハ）を超過した場合、電源料金は上限単価の値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。なお、1 月分の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

(b)電力量料金.(1).(a)で算定された 1 月分の電源料金 / 1 月分の電力使用量

（ハ）上限単価

電力エリア	上限単価
北海道電力管内	36 円 00 銭
東北電力管内	36 円 00 銭
東京電力管内	36 円 00 銭
中部電力管内	36 円 00 銭
北陸電力管内	36 円 00 銭
九州電力管内	36 円 00 銭

(2) 固定従量料金
各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。

電力エリア	単位	固定従量料金
北海道電力管内	使用電力量 1 キロワット時につき	14 円 69 銭
東北電力管内		154 円 545 銭
東京電力管内		132 円 658 銭
中部電力管内		143 円 655 銭
北陸電力管内		132 円 871 銭
九州電力管内		143 円 765 銭

第 4 条　ご契約プランの変更

1. お客さまがご契約プランの変更を希望される場合、すみやかに当社が適切と定める方法により変更の申込みをしていただき、当社が適切と定める方法での了承をえていただきます。
2. 前項によるご契約プランの変更は、原則として当社が承諾をした日以降の検針日から適用します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

第 5 条　料金メニュー約款の廃止

1. 当社は、料金メニュー約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社が適切と定めた方法を通じてお知らせいたします。
2. 料金メニュー約款の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、本約款第 3 条（電気需給約款等の変更）に準じます

附　　則

この料金メニュー約款の実施時期
この料金メニュー約款は、2025 年 11 月 1 日より実施します。

約款改定・改訂履歴

2023 年 12 月 1 日 制定
2024 年 5 月 1 日 改定
2024 年 9 月 1 日 改定
2025 年 11 月 1 日 改定